

鹿島市訓令甲第40号

鹿島市農林漁業者緊急サポート給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経営環境が悪化する農林漁業者への緊急支援を行うために、予算の範囲内において鹿島市農林漁業者緊急サポート給付金（以下「給付金」という。）を交付することとし、その給付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者及び交付額)

第2条 給付金の交付の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、別表のとおりとし、給付金の交付額は、同表に定める計算により算出した金額とする。ただし、給付金の交付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

(交付の申請)

第3条 申請者は、給付金の交付を受けようとする場合は、鹿島市農林漁業者緊急サポート給付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる申請添付書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 資金等の融資実行を証する金融機関の書類
- (2) 事業実態の確認資料（確定申告書等の写し）
- (3) 減少となった月の売上台帳等の写し
- (4) 比較対象となる前年同月の売上を証する書類（確定申告決算書の写し又は売上台帳等の写し若しくは別表備考第2項に掲げる算出方法による事業収入の計算表）
- (5) 市税の滞納のない証明又は納付誓約書等
- (6) 申請者名義の振込口座の通帳の写し
- (7) 誓約書（様式第4号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 申請者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（給付金の交付決定等）

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ交付を決定し、当該申請者に農林漁業者緊急サポート給付金交付決定通知書（様式第2号）を送付するとともに、給付金を交付する。

2 給付金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱及び関係法令等の規定に従うこと。
- (2) 市長は、給付金の交付に際して、申請書が給付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該申請者に鹿島市農林漁業者緊急サポート給付金交付取消通知書（様式第3号）を送付する。

（不当利益の返還）

第5条 市長は、給付金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しなくなった場合又は偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた場合には交付を行った給付金の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第6条 給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。